

株 主 各 位

東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号  
株式会社 サックスバー ホールディングス  
代表取締役社長 木 山 剛 史

## 第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後7時までにご到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 開催日時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
2. 開催場所 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
国際ファッションセンタービル3階 KFC Hall  
(末尾会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 1. 第四十九期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第四十九期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sacs-bar.co.jp/>)に掲載させていただきます。  
新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、次ページをご確認くださいよう、お願い申し上げます。  
なお、今回の定時株主総会ではお土産の配布を中止させていただきます。

## 当社の対応について

- 感染予防および拡散防止のため、当社運営係員はマスク着用にて対応させていただく場合がございます。
- 本株主総会会場において感染予防のため、例年よりも座席の間隔を広げ座席数を減らして配置いたします。
- ご来場の株主様へのお土産は、配布を取り止めさせていただきます。

## 株主様へのお願い

- 本株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日現在の健康状態をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願いいたします。
- 議決権行使は書面（郵送）でも行使することができますので、ぜひご検討のほどお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変化が生ずる場合は、当社のウェブサイト (<https://www.sacs-bar.co.jp/>) においてお知らせいたします。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、ワクチン接種の効果が期待され、一部で景気の持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症は第4波から第6波まで3度の感染拡大を繰り返し、政府や自治体の緊急事態宣言の発出・まん延防止等重点措置の適用が断続的に行なわれ、総じて景気の停滞感が続きました。さらに、世界的な半導体不足、原材料価格の高騰、サプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢等により、世界経済は先行きの不透明な状況で推移しました。

流通業界におきましては、感染拡大に伴う政府や自治体の緊急事態宣言の発出・まん延防止等重点措置の適用等により、多くの商業施設で臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされました。さらに、旅行や帰省、各種イベントの自粛や飲食店の時短営業などにより、消費者の行動は大きく制限を受け、ファッション業界において消費活動は低調に推移しました。一方、感染状況が落ち着き、緊急事態宣言の発出・まん延防止等重点措置の適用がなかった10月から1月初旬の期間及び3月中旬以降は人流も増え、消費活動にも回復傾向が見られました。

このような状況下で、当社グループは商業施設の臨時休業や営業時間の短縮、旅行や外出、出張の自粛、個人消費の縮小等の影響を引き続き強く受けて、当連結会計年度の売上高は36,798百万円(前期比5.6%増)となり、大幅な減収となった前期に対して小幅な増収に止まりましたが、売上総利益率の改善や諸経費の見直し、削減に努め、営業損失は903百万円(前期は営業損失2,036百万円)、経常損失は776百万円(前期は経常損失1,839百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は888百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,847百万円)と前期に対してそれぞれ損失が減少しました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

事業部門ごとの状況は、以下のとおりであります。以下の数値につきましては、事業部門内の取引消去後かつ事業部間の取引消去前のものを記載しております。

##### <小売事業等>

小売事業につきましては、「ニューノーマルを勝ち抜く体制創り」をテーマに掲げて、さまざまな取り組みを行なってまいりました。「リアル店舗の構造改革」として、中小型店舗の増床改装、同一商業施設内の複数店舗の集約化・大型化を進めて店舗運営の効率化を図るとともに、取扱商品カテゴリーの補強を行ない、売上の拡大を図ってまいりました。また、新規出店・既存店共に家賃その他の出店条件を随時見直し、出店コストの低減交渉を推し進める一方、不採算店舗の退店も進めてまいりました。さらに店舗スタッフのデジタル発信力強化にも注力してまいりました。

「EC拡大戦略」として、取扱商品の見直しと拡充を行ない、ゴルフ関連グッズ等の新規導入やEC限定発売のNPB(ナショナルプライベートブランド)商品の販売拡大に努めました。また、自社ECサイトでは、人気キャラクターとのコラボ商品に注力し、売上伸長を図りました。

さらに、3月から人気インフルエンサーとのコラボ商品や新企画のPB(プライベートブランド)商品を、オンライン発信とリアル店舗の店頭ディスプレイを同一のイメージでお客様に訴求する販促活動に実験的に取り組み、リアル店舗、ECともに大きな集客効果を得ることができました。

「持続可能社会実現のための施策」としては、PB商品ではブランドごとにリサイクル資材や環境への負荷の少ない資材の活用、売上の一部の各種NPO法人や社会福祉法人への寄付、障がい者の働く施設からの材料調達等さまざまな社会貢献に取り組み、仕入商品についても、リサイクル等サステナビリティを意識した商品の取扱いを拡大してまいりました。3月には、サステナビリティを意識したPB商品を集積した店舗「SAC'S BAR mono+i《モノアイ》」第1号店をイオンモール四条畷に出店しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第4波から第6波までの3期間において売上が低調であったことにより、売上高の水準は前期並みに止まりました。

店舗につきましては、大型商業施設を中心に14店舗の新規出店を行なうとともに、不採算店等36店舗の退店を行ない、当連結会計年度末の店舗数は623店舗となりました。地域別内訳は、北海道・東北地区2店舗、関東地区6店舗、中部地区3店舗、近畿地区1店舗、中国・四国地区1店舗、九州地区1店舗であります。ショッピングブランドでは、株式会社東京デリカが「SAC'S BAR」、「GRAN SAC'S」、「DOUX SAC'S」、「kissora」、「NAUGHTIAM」、「Amatone Accessorio」を、株式会社カーニバルカンパニーが「Tees Ceas」を、株式会社三香堂が「日乃本帆布」を出店いたしました。

品種別の売上の状況は、トラベルバッグは新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き低調であったものの、前期よりは水準が向上して前期比44.4%増となりました。ハンドバッグはPB、NPBの取扱い拡大により前期比15.6%増となりました。メンズバッグはビジネス需要がやや回復して前期比9.9%増となりました。雑貨は、取扱いアイテムや展開店舗を増やしたため、前期比8.3%増となりました。カジュアルバッグ、インポートバッグは販売点数が減少し、それぞれ前期比9.2%減、14.7%減となりました。

これらの結果、当事業部門の売上高は35,648百万円(前期比4.8%増)と若干の増収となりました。

売上総利益率は、前期比1.4ポイント改善して48.3%となりました。これは、前期において第1四半期連結会計期間の長期の臨時休業による売上機会ロスに対処し、また、消費意欲を喚起するため、季節商品やPB商品、インポートバッグを中心に割引販売を積極的に行ない、低下していましたが、当期においては割引販売が大幅に減少したことに加えて、値入率の向上に注力したためであります。販売費及び一般管理費率は、諸経費の全面的な見直しを推し進め、前期比1.8ポイント改善して50.7%となりました。

#### <製造・卸売事業>

製造・卸売事業につきましては、主力となるキャリアケースが新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて、低水準の売上で推移しましたが、前期と比較すると旅行や出張等も増えたため、売上高は大幅に増加しました。

この結果、当事業部門の売上高は1,402百万円(前年同期比46.9%増)となりました。

品種別売上高

商 品 別		第48期 (2021年3月期)		第49期 (当連結会計年度)	
		金額 (百万円)	構 成 比(%)	金額 (百万円)	構 成 比(%)
商 品 販 売	ハ ン ド バ ッ グ	5,635	16.2	6,515	17.7
	カ ジ ュ ア ル バ ッ グ	2,124	6.1	1,928	5.2
	イ ン ポ ー ト バ ッ グ	3,765	10.8	3,210	8.7
	財 布 ・ 雑 貨	12,222	35.1	12,216	33.3
	メ ン ズ ・ ト ラ ベ ル バ ッ グ	10,737	30.8	12,510	34.0
	そ の 他	194	0.6	254	0.7
	小 計	34,679	99.6	36,634	99.6
不 動 産 収 入	156	0.4	164	0.4	
合 計	34,836	100.0	36,798	100.0	

- (注) 1. 「その他」は一部のオリジナル商品であります。  
 2. 連結子会社からの大型量販店等への卸売販売等は、メンズ・トラベルバッグ部門に計上しております。  
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

### ② 設備投資

当連結会計年度における当社グループの新規開設店舗（計14店）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	店舗名
北海道・東北	2店	アマトーネアクセサリーオ旭川西店、グランサックス仙台泉アリオ店
関東	6店	ノーティウム伊勢崎店、サックスバー川口イオンモール店、キソラ川口イオンモール店、ドゥサックス矢尾百貨店店、グランサックス府中ミッテン店、日乃本帆布新谷中ぎんざ店
中部	3店	サックスバー白山イオンモール店、ノーティウム白山イオンモール店、グランサックス春日井イーアス店
近畿	1店	サックスバーモノアイ四条畷イオンイオンモール店
中国・四国	1店	バナナ徳島ゆめタウン店
九州	1店	ドラスティックザバゲージ熊本アミュプラザ店

これらの店舗の新設、既存店の改装およびその他の設備投資に伴う当連結会計年度の総投資額は542百万円であります。

### (3) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第46期 (2019年3月期)	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	55,774	52,523	34,836	36,798
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	2,177	1,668	△1,847	△888
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	73.93	57.05	△63.57	△30.56
総 資 産 (百万円)	41,541	40,108	37,505	38,115
純 資 産 (百万円)	29,070	29,240	26,514	25,098

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第46期においては、既存店売上は前期の水準を維持しましたが、売上総利益率が0.1ポイント低下しました。販売費及び一般管理費率は前期と同様となり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれ若干の減益となりました。
3. 第47期においては、第3四半期連結会計期間以降、消費税増税後の反動、新型コロナウイルス感染症の感染症拡大の影響による売上高の減少を余儀なくされ、前期比5.8%の減収となりました。それに伴い、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれ減益となりました。
4. 第48期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返し発生し、外出自粛が長期化し、個人消費は低調となり、売上高は大幅に減少しました。それに伴い、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の計上を余儀なくされました。
5. 第49期につきましては、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「復活そして進化」を第50期のテーマに掲げてまいります。コロナ禍で2期連続不振であったリアル店舗の不振脱却、ECの売上伸長、粗利益率の向上等による「収益力の回復」、顧客のリアル店舗とネットでの購買体験をシームレスに結合する「OMO(Online Merges with Offline)施策の強化」、PB商品を中心に環境負荷の少ない商品開発、リサイクル資材の活用、社会貢献活動等の「持続可能社会実現のための施策」に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、エネルギー価格や原材料価格が高騰するなど、先行きが不透明ではありますが、「復活そして進化」により、利益を生み出すことができる体制を築いてまいります。

## (5) 主要な事業内容

当社グループは、2022年3月31日現在、当社及び連結子会社5社(株式会社東京デリカ、アイシン通商株式会社、ロジェールジャパン株式会社、株式会社カーニバルカンパニー、株式会社三香堂)の計6社で構成されております。

当社は、当社グループの経営管理事業及び不動産管理事業を行なっております。

株式会社東京デリカの主たる事業内容は、鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売であり、全国のショッピングセンター・駅ビル等の商業施設にさまざまなショップブランドで直営店舗をテナント出店しております。販売経路については、店頭販売が大半を占めますが、一部、インターネットによる小売販売、百貨店等に対する卸売販売があります。

アイシン通商株式会社の主たる事業内容は、メンズバッグ・トラベルバッグの企画・製造であります。

ロジェールジャパン株式会社の主たる事業内容は、アイシン通商株式会社から仕入れた商品の卸売販売であり、株式会社東京デリカ、株式会社三香堂、及び大型量販店等に卸売販売を行なっております。

株式会社カーニバルカンパニーの主たる事業内容は、アクセサリ・雑貨の小売販売であり、ショッピングセンター・駅ビル等の商業施設に直営店舗をテナント出店しております。

株式会社三香堂の主たる事業内容は、帆布製バッグ・小物の企画・製造・販売であり、直営店舗での小売販売や、株式会社東京デリカ等への卸売販売を行なっております。

なお、当社グループは単一セグメントであります。

## (6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 本社および当社グループの営業所

- a. 本社 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号
- b. 子会社の営業店 623店

地区別	店舗数	都道府県別店舗数
北海道・東北	60店	北海道21店、青森県8店、岩手県6店、宮城県16店、山形県3店、福島県6店
関東	216店	茨城県13店、栃木県5店、群馬県9店、埼玉県50店、千葉県24店、東京都66店、神奈川県49店
中部	82店	山梨県6店、長野県13店、新潟県9店、富山県2店、石川県5店、岐阜県8店、静岡県16店、愛知県23店
近畿	88店	三重県5店、京都府10店、大阪府40店、兵庫県19店、奈良県7店、和歌山県4店、滋賀県3店
中国・四国	77店	鳥取県2店、島根県6店、岡山県8店、広島県18店、山口県12店、徳島県5店、香川県10店、愛媛県10店、高知県6店
九州	100店	福岡県28店、佐賀県5店、長崎県8店、熊本県17店、大分県10店、宮崎県6店、鹿児島県10店、沖縄県16店



c. 子会社

株式会社東京デリカ	(本社所在地 東京都葛飾区)
アイシン通商株式会社	(本社所在地 東京都千代田区)
ロジェールジャパン株式会社	(本社所在地 東京都千代田区)
株式会社カーニバルカンパニー	(本社所在地 東京都渋谷区)
株式会社三香堂	(本社所在地 東京都台東区)

② 使用人の状況

a. 企業集団の使用人の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
555	△23

(注) 上記従業員数には、パートタイマー1,651名(1日8時間換算による期中平均雇用人員)は含まれておりません。

b. 当社の使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	250名	△11名	41.4歳	14.1年
女 性	213	△10	44.3	10.7
合計又は平均	463	△21	42.7	12.6

(注) 1. 上記従業員数には、パートタイマー1,613名(1日8時間換算による期中平均雇用人員)は含まれておりません。

2. 上記従業員数には、子会社へ出向している従業員数を含んでおります。

**(7) 重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社東京デリカ	10百万円	100%	鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売
アイシン通商株式会社	40百万円	100%	メンズバッグ・トラベルバッグの企画・製造
ロジェールジャパン株式会社	40百万円	100%	メンズバッグ・トラベルバッグの卸売
株式会社カーニバルカンパニー	10百万円	100%	アクセサリー・雑貨の小売販売
株式会社三香堂	3百万円	100%	帆布製バッグ・小物の企画・製造・販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	2,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 31,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 29,056,586株  
(自己株式 803,314株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 15,127名

### (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
ディーアンドケー株式会社	5,733,733 株	19.7 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,605,200	9.0
株式会社エムケー興産	2,005,067	6.9
株式会社日本カストディ銀行信託口	1,231,700	4.2
株式会社三井住友銀行	1,047,000	3.6
当社取引先持株会	915,900	3.2
木山茂年	761,200	2.6
木山昭栄	741,700	2.6
当社従業員持株会	721,406	2.5
木山剛史	550,800	1.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. ディーアンドケー株式会社は、当社代表取締役木山剛史の資産管理会社であります。  
3. 株式会社エムケー興産は、当社代表取締役木山剛史及び同代表取締役木山茂年の資産管理会社であります。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長	木 山 茂 年	株式会社東京デリカ 代表取締役会長 株式会社カーニバルカンパニー 監査役
代表取締役社長	木 山 剛 史	株式会社東京デリカ 代表取締役社長 アイシン通商株式会社 取締役 ロジェールジャパン株式会社 取締役 株式会社カーニバルカンパニー 取締役 株式会社三香堂 代表取締役
常 務 取 締 役	山 田 陽	管理部長 株式会社東京デリカ 取締役 株式会社カーニバルカンパニー 代表取締役 アイシン通商株式会社 取締役 ロジェールジャパン株式会社 取締役 株式会社三香堂 監査役
取 締 役	田 村 純 男	総務部長 株式会社東京デリカ 取締役
取 締 役	小 島 康 弘	株式会社東京デリカ 取締役東日本統括部長兼商品部統括部長
取 締 役	田 代 博 泰	株式会社東京デリカ 取締役西日本統括部長兼第5販売部長
取 締 役	丸 山 文 夫	丸山文夫税理士事務所所長
取 締 役	苅 部 世 津 子	セツプランニング主宰
監 査 役(常勤)	嶋 村 毅	株式会社東京デリカ 監査役 アイシン通商株式会社 監査役 ロジェールジャパン株式会社 監査役
監 査 役	大 岡 秀 次 郎	
監 査 役	若 山 正 彦	若山法律事務所所長

- (注) 1. 監査役小林信之氏は2021年6月24日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任しております。  
 2. 監査役若山正彦氏は2022年3月14日逝去により退任しております。  
 3. 取締役丸山文夫氏(独立役員)および苅部世津子氏(独立役員)は社外取締役であります。  
 4. 監査役大岡秀次郎氏(独立役員)および若山正彦氏は社外監査役であります。  
 5. 取締役丸山文夫氏は税理士の資格を有しております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して重大な責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。なお、当該方針の決定については、社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

#### (ア) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬については、役職別並びに取締役の等級・号別に定める額を基に決定しております。

取締役の退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」の基準に従い、在任期間等考慮した相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議し、その範囲内で決定しております。

#### (イ) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

業績連動報酬（賞与）については、経済情勢、従業員の賃金水準等を考慮するとともに、事業計画の売上高と営業利益に基づく業績達成度を基準に評価を行ない、総合的に決定しております。当社グループの主たる事業は小売業であり、売上高及び営業利益は当社グループの営業成績を端的に表している指標であると考えております。

#### (ウ) (ア) (イ) の割合（構成比率）

固定報酬と業績連動報酬（賞与）の支給割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第35期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

また、監査役の報酬額は、2008年6月26日開催の第35期定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

#### (ア) 委任を受けた者の氏名並びに当該会社での地位・担当

代表取締役社長 木山 剛史

#### (イ) 委任する権限の内容

固定報酬と業績連動報酬（賞与）の個人別の支給金額の決定及び退職慰労金の個人別支給額の決定

(ウ) 権限を委任した理由

当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

(エ) 権限の適切な行使のための措置

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、別途、社外取締役に諮問し答申をえることとし、代表取締役社長が、取締役の報酬等の額の決定過程において、当該答申を尊重し決定されていることから、取締役会はその決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	84 (4)	61 (3)	17 (-)	5 (1)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11 (3)	10 (3)	- (-)	0 (-)	4 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

なお、当事業年度の売上高及び営業利益は「1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

3. 2021年6月24日開催の第48期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を退任監査役1名に対して180万円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	丸山 文夫	当事業年度開催の取締役会には、11回中11回出席し、必要に応じ主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行なう等、取締役としての役割を果たしております。
取締役	苅部 世津子	当事業年度開催の取締役会には、11回中11回出席し、必要に応じ主に靴業界に関するコンサルティングの見地から適宜発言を行なう等、取締役としての役割を果たしております。
監査役	大岡 秀次郎	当事業年度開催の取締役会には、11回中11回、監査役会には、8回中8回出席し、必要に応じ主に出身分野である商社での経験、見地から適宜発言を行なっております。
監査役	若山 正彦	2022年3月14日逝去により退任するまでに開催の取締役会には、10回中10回、監査役会には、7回中7回出席し、必要に応じ主に弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築、維持について適宜発言を行なっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法370条および当社定款29条の規定に基づき、取締役会の決議があったとみなす書面決議が5回ありました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当事業年度にかかる報酬等の額	31 百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、2005年6月にコンプライアンス基本方針を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努める。さらに、株主・投資家の皆様への情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努める。

また、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当・不法な要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわない。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の議事録や「稟議決裁権限規程」に基づいて決裁された稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき作成し、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態で管理している。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、会社が危機に直面したときの対応について、「危機管理規程」を2005年に制定し、代表取締役の下に危機管理体制を構築した。
- ② 代表取締役を最高責任者とし、情報管理責任者を中心に各所管部署長（経理部長、内部監査室長、企画室長、営業担当役員、開発部長、商品部長、総務部長、監査役）で構成される「情報委員会」を原則、月2回開催している。
- ③ 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行なう。
- ④ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基盤として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 取締役会決議を必要とする案件については、予め配付された判断資料に基づき、関係する使用人にその説明を求め議論をする。
- ③ 業務執行を担当する取締役は「業務分掌規程」等に定める手続きにより必要な決定を行ない、これらの規程が法令の改廃及び職務執行の効率化の必要のある場合は、随時見直しを行なう。

## 5. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範としてコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

また、コンプライアンス基本方針の徹底を図るため、内部監査室が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、同室を中心に従業員教育を行ない、コンプライアンスの状況を監査する。

## 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、当社への事業内容並びに会計記録の定期的な報告を義務付けている。また、当社の取締役を当該子会社の取締役に就任させ、子会社からの重要案件等については、当社も含めて事前協議を行ない、企業グループ全体としての情報共有に努める。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。



8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
  - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
9. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制  
監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。  
取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役会に報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - ① 監査役会は独自に意見を形成するために、社外監査役のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。
  - ② 監査役は、「監査役規程」に基づく独立性と権限により、必要と認めた場合は随時監査役会を開催している。
  - ③ 会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関する説明会を設ける。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当社の取締役会は、社外取締役2名を選任しており、それぞれ取締役会において発言し、監督機能を果たしております。2021年度は11回開催されております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を選任しており、それぞれ取締役会及び監査役会において発言し、監督機能を果たしております。なお2021年度は8回開催されております。

当社の最重要な会議である経営会議には原則として社外取締役1名、監査役1名が出席し、他の社外取締役1名、社外監査役2名にも会議資料を配布し説明を行っております。2021年度は12回開催しております。

当社は不正や法令違反、会社や社会に損害を及ぼす恐れのある事実を発見するために、内部通報制度として外部通報窓口を設置し、周知しております。2021年度は重要な案件はありませんでした。

---

(注) 本事業報告中の記載金額はすべて消費税等抜きで表示しており、また表示単位未満の端数は切り捨て、比率については四捨五入としております。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,520,134</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,321,589</b>
現金及び預金	2,465,781	支払手形及び買掛金	2,683,843
受取手形及び売掛金	3,645,946	短期借入金	3,000,000
商品及び製品	12,183,477	1年内償還予定の社債	200,000
原材料及び貯蔵品	20,632	リース債務	259,897
その他	204,296	未払法人税等	110,937
		賞与引当金	211,857
		役員賞与引当金	31,080
		株主優待引当金	31,200
		その他	1,792,774
<b>固定資産</b>	<b>19,595,192</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,695,380</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,853,468</b>	<b>社債</b>	<b>1,500,000</b>
建物及び構築物	2,969,570	長期借入金	80,000
土地	2,115,029	リース債務	369,741
リース資産	498,762	退職給付に係る負債	1,409,314
その他	270,106	役員退職慰労引当金	170,992
		繰延税金負債	700
		資産除去債務	788,374
		その他	376,256
<b>無形固定資産</b>	<b>120,866</b>	<b>負債合計</b>	<b>13,016,970</b>
ソフトウェア	86,397	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	22,202	<b>株主資本</b>	<b>25,127,640</b>
電話加入権	8,868	資本金	2,986,400
その他	3,398	資本剰余金	4,569,597
		利益剰余金	18,054,719
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,620,857</b>	自己株式	△483,076
投資有価証券	4,569,614	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△29,283</b>
退職給付に係る資産	64,075	その他有価証券評価差額金	111,277
繰延税金資産	2,305,206	退職給付に係る調整累計額	△140,561
敷金及び保証金	6,217,312		
その他	464,647	<b>純資産合計</b>	<b>25,098,356</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>38,115,327</b>
<b>資産合計</b>	<b>38,115,327</b>		

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		36,798,550
売上原価		19,072,521
売上総利益		17,726,029
販売費及び一般管理費		18,629,537
営業外損失		△903,507
受取利息及び配当金	83,681	
補助金の収入	49,772	
その他	40,011	173,464
営業外費用		
支払利息	36,951	
支払保証料	5,449	
その他	4,133	46,534
経常損失		△776,577
特別利益		
助成金の収入	203,697	203,697
特別損失		
固定資産除却損	29,154	
店舗閉鎖損	20,117	
減損	153,899	
臨時休業等による損	458,546	661,718
税金等調整前当期純損失		△1,234,597
法人税、住民税及び事業税	210,946	
法人税等調整額	△557,432	△346,485
当期純損失		△888,111
親会社株主に帰属する当期純損失		△888,111

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	2,986,400	4,569,597	19,378,681	△483,018	26,451,660
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△435,850		△435,850
親会社株主に帰属する当期純損失			△888,111		△888,111
自己株式の取得				△58	△58
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,323,962	△58	△1,324,020
2022年3月31日残高	2,986,400	4,569,597	18,054,719	△483,076	25,127,640

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2021年4月1日残高	151,615	△88,350	63,265	26,514,926
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△435,850
親会社株主に帰属する当期純損失				△888,111
自己株式の取得				△58
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△40,338	△52,211	△92,549	△92,549
連結会計年度中の変動額合計	△40,338	△52,211	△92,549	△1,416,569
2022年3月31日残高	111,277	△140,561	△29,283	25,098,356

## 連結注記表

### 〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 株式会社東京デリカ アイシン通商株式会社 ロジェールジャパン株式会社  
株式会社カーニバルカンパニー 株式会社三香堂

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

###### ② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

主として、下記の評価方法を採用しております。

a 商品及び製品 … 主として売価還元法による原価法

b 原材料 … 移動平均法による原価法

c 貯蔵品 … 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 … 定率法

(リース資産を除く) ただし、不動産賃貸事業用建物（一部本社使用）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 … ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 … リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金 … 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金 … 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 株主優待引当金 … 株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② 収益及び費用の計上基準

商品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に鞆、袋物及び雑貨等の商品の販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

百貨店等における消化仕入型販売取引については、当該取引における当社グループの役割が本人に該当することから、総額で収益を認識しております。

他社が運営するポイント制度に基づき、売上時に付与するポイントについては、顧客から受け取る額から他社へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

出荷を伴う商品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

## 【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、百貨店等における消化仕入型販売取引について、従来は、顧客から受け取る額から販売店の手数料相当額を控除した純額で収益を認識しておりましたが、当該取引における当社の役割が本人に該当することから、総額で収益を認識する方法に変更しております。

また、他社が運営するポイント制度に基づき、売上時に付与するポイントについて、従来は、他社へ支払う額を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、顧客から受け取る額から他社へ支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費に与える影響は軽微であり、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を記載しております。

## 〔会計上の見積りに関する注記〕

### 1. 固定資産の減損損失

#### (1)当連結会計年度計上額

連結貸借対照表計上額

株式会社東京デリカ 減損対象固定資産 2,110,862千円

(うち、店舗固定資産 (608店舗) 1,855,867千円)

#### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①金額の算出方法

店舗固定資産については、店舗ごとに資産のグルーピングを行ない、減損の兆候の有無を把握しております。減損の兆候があると判定された資産グループについては、減損損失の認識の要否判定のために、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。この結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が店舗固定資産の帳簿価額を下回ると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

また、株式会社東京デリカでは営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、共用資産を含む、より大きな単位において、減損の兆候があると判定しております。このため、当連結会計年度末において、共用資産を含む、より大きな単位により減損損失の認識の要否の判定を行なった結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が共用資産を含む固定資産の帳簿価額の合計額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

##### ②見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、賃料見込等の主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は、今後の個人消費動向や賃料条件を含む市場の動向の影響を受け、高い不確実性を伴うことから、これらの判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。また、回収可能価額の算定に用いる割引後将来キャッシュ・フローには、割引率の仮定が含まれております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年3月期は一定程度残るものと見込んでおります。当該感染症の収束後は、顧客の需要は当該感染症の感染拡大以前と概ね同水準に回復する仮定の下に会計上の見積りを行なっております。

##### ③当連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識後、各店舗固定資産の回収可能価額はその帳簿価額と同額となっておりますが、主要な仮定が悪化するとさらなる減損損失が生じることになります。



## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1)当連結会計年度計上額

繰延税金資産 連結貸借対照表計上額 2,305,206千円

### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）」に定める会社分類に基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

#### ②見積りに用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性のスケジューリングにおいて使用する将来の課税所得の発生額の見積りには、将来の一定期間の業績予想を基礎とした、各店舗の将来売上高や売上原価、賃料見込等の主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は、今後の個人消費動向や賃料条件を含む市場の動向の影響を受け、高い不確実性を伴うことから、これらの判断が将来の課税所得の発生額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年3月期は一定程度残るものと見込んでおります。当該感染症の収束後は、顧客の需要は当該感染症の感染拡大以前と概ね同水準に回復する仮定の下に会計上の見積りを行っております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実際の課税所得の発生額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額 7,295,756千円

## 〔連結損益計算書に関する注記〕

### 1. 助成金収入

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置の適用を受けた雇用調整助成金及び大規模施設等協力金等を助成金収入として特別利益に計上しております。

### 2. 臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府・自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の臨時休業等の営業停止期間が発生しました。当該休業期間中に発生した固定費（人件費、賃借料、減価償却費等）を臨時休業等による損失として、特別損失に計上しております。

## 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	29,859,900	－	－	29,859,900

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	435,850	15	2021年3月31日	2021年6月25日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 435,848千円
- ② 1株当たり配当額 15円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、原則として預金や有価証券等に限定しており、元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。また、資金調達については、私募債及び銀行借入がありますが、設備資金は主としてリース及び割賦による資金調達を行っております。

売上債権に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に基づきリスク低減を図っております。また、投資有価証券は債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

資金調達に係る流動性リスクは、手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支の見込みを作成して管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,569,614	4,569,614	－
(2) 敷金及び保証金	6,217,312	5,879,593	△337,719
資産計	10,786,926	10,449,207	△337,719
(1) 社債（*1）	1,700,000	1,700,000	－
(2) 長期借入金	80,000	77,205	△2,794
(3) リース債務（*1）	629,638	622,080	△7,558
負債計	2,409,638	2,399,285	△10,352

(\*1) 1年内の金額を含めております。

(\*2) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券(社債)	—	4,569,614	—	4,569,614
資産計	—	4,569,614	—	4,569,614

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	5,879,593	—	5,879,593
資産計	—	5,879,593	—	5,879,593
社債	—	1,700,000	—	1,700,000
長期借入金	—	77,205	—	77,205
リース債務	—	622,080	—	622,080
負債計	—	2,399,285	—	2,399,285

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

債券（社債）は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している債券（社債）は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、長期の市場金利に差入先の信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、変動金利により、短期間で市場金利を反映し、契約上の金額は時価に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**〔賃貸等不動産に関する注記〕**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都及び千葉県において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）や賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,140,245	1,441,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む）であります。

**〔収益認識に関する注記〕**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

顧客との契約から生じる収益	36,634,536
その他の収益	164,013
合計	36,798,550

上記の顧客との契約から生じる収益は、すべて一時点で移転される財に関するものであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	1,540
売掛金	3,079,022
	3,080,562
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	24,469
売掛金	3,621,476
	3,645,946

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 863円78銭
2. 1株当たり当期純損失 △30円56銭

〔その他の注記〕

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,351,588</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,610,036</b>
現金及び預金	1,433,229	短期借入金	1,000,000
関係会社短期貸付金	8,000,000	未払費用	24,450
関係会社未収入金	898,144	未払法人税等	381,737
未収入金	977	預り金	40,968
その他の金	18,951	前受収益	86,270
		賞与引当金	16,861
<b>固定資産</b>	<b>9,686,627</b>	役員賞与引当金	10,948
<b>有形固定資産</b>	<b>3,155,363</b>	株主優待引当金	17,600
建物	1,220,851	<b>固定負債</b>	<b>1,421,820</b>
構築物	117,672	退職給付引当金	1,204,376
機械及び装置	15,436	役員退職慰労引当金	131,762
車両運搬具	2,844	その他	85,682
工具、器具及び備品	19,873		
土地	1,778,685	<b>負債合計</b>	<b>3,031,857</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>10,522</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	1,893	<b>株主資本</b>	<b>16,896,862</b>
電話加入権	8,115	資本金	2,986,400
水道施設利用権	513	資本剰余金	4,569,597
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,520,741</b>	資本準備金	4,176,790
投資有価証券	4,166,890	その他資本剰余金	392,807
関係会社株式	1,308,420	<b>利益剰余金</b>	<b>9,823,940</b>
出資	1,050	利益準備金	127,000
関係会社長期貸付金	260,000	その他利益剰余金	9,696,940
敷金及び保証金	2,102	別途積立金	8,100,000
長期前払費用	8,901	繰越利益剰余金	1,596,940
前払年金費用	104,761	<b>自己株式</b>	<b>△483,076</b>
繰延税金資産	578,967	評価・換算差額等	109,495
その他の金	262,320	その他有価証券評価差額金	109,495
貸倒引当金	△172,671	<b>純資産合計</b>	<b>17,006,357</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,038,215</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,038,215</b>

## 損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業費用		1,045,305
一般管理費	745,714	
不動産賃貸	85,702	831,416
営業利益		213,889
受取利息及び配当	115,536	
その他	5,746	121,283
営業外費用		
支払利息	4,049	
その他	2,183	6,233
経常利益		328,939
特別損失		
固定資産除却損	6,472	
減損	17,644	24,117
税引前当期純利益		304,821
法人税、住民税及び事業税	140,747	
法人税等調整額	△17,697	123,050
当期純利益		181,771



## 株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2021年 4月 1日 残高	2,986,400	4,176,790	392,807	4,569,597	127,000	8,100,000	1,851,019	10,078,019
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△435,850	△435,850
当 期 純 利 益							181,771	181,771
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△254,078	△254,078
2022年 3月 31日 残高	2,986,400	4,176,790	392,807	4,569,597	127,000	8,100,000	1,596,940	9,823,940

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2021年 4月 1日 残高	△483,018	17,150,999	148,674	17,299,673
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△435,850		△435,850
当 期 純 利 益		181,771		181,771
自己株式の取得	△58	△58		△58
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△39,178	△39,178
事業年度中の変動額合計	△58	△254,136	△39,178	△293,315
2022年 3月 31日 残高	△483,076	16,896,862	109,495	17,006,357

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 … 定率法

ただし、不動産賃貸事業用の建物（一部本社使用）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産 … ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) 長期前払費用 … 均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

###### a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

###### b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

##### (2) 賞与引当金 … 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金 … 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- (4) 株主優待引当金 … 株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、当社の主な収益は子会社からの経営管理料であります。経営管理料については、子会社に対して、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 852,646千円

## 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高  
営業取引(収入分) 881,292千円  
営業取引(支出分) 8,100千円  
営業取引以外の取引(収入分) 36,100千円

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	803,214	100	-	803,314

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 100株

**〔税効果会計に関する注記〕**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

退職給付引当金	368,780千円
賞与引当金	3,352千円
未払事業税	7,489千円
役員退職慰労引当金	40,345千円
子会社株式	215,900千円
貸倒引当金	52,871千円
その他	26,563千円
繰延税金資産小計	<u>715,303千円</u>
評価性引当額	<u>△55,933千円</u>
繰延税金資産合計	<u>659,369千円</u>

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△48,324千円
前払年金費用	<u>△32,077千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△80,402千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>578,967千円</u>

**〔関連当事者との取引に関する注記〕**

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)東京デリカ	所有 直接100%	資金の貸付 業務受託等 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社 短期貸付金	8,000,000
				利息の受取	35,051	—	—
				業務受託料 の受取等	881,292	関係会社 未収入金	898,144
				出向者に係 る人件費等 の立替	7,785,224		
子会社	(株)カーニバル カンパニー	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	50,000	関係会社 長期貸付金	260,000
				利息の受取	1,049	—	—

(注) 1. 価格その他の取引条件は市場実勢を参考に、価格交渉の上で決定しております。

2. 貸付金利の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

**〔収益認識に関する注記〕**

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**〔1株当たり情報に関する注記〕**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 585円28銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円26銭   |

**〔その他の注記〕**

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社サックスパー ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川又 恭子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サックスパー ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サックスパー ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社サックスパー ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川又 恭子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サックスパー ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成いたしました監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担などを定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、月次に行われる重要な経営にかかわる会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む)の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社サックスパー ホールディングス 監査役会

常勤監査役 嶋 村 毅 ㊟

監査役 大 岡 秀次郎 ㊟

仮監査役 遠 藤 恭 彦 ㊟

- (注) 監査役大岡秀次郎、仮監査役遠藤恭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。  
仮監査役遠藤恭彦は2022年3月14日監査役若山正彦の逝去に伴い、東京地方裁判所の決定により監査役(社外監査役)の職務を一時行う者として選任されております。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つと考えております。企業経営基盤を強化し、新たな事業展開に必要な資金の内部留保に努めつつ、安定的・漸増的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績および厳しい経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円

総額435,848,790円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名は任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

きやま しげとし  
木山 茂年

(1942年3月5日生)

再任



所有する当社株式の数  
761,200株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1969年3月 資丸二商会（当社の前身）入社
- 1974年8月 当社設立代表取締役社長
- 2012年6月 当社代表取締役会長（現任）
- 2014年5月 ㈱東京デリカ代表取締役会長（現任）
- 2015年1月 ㈱カーニバルカンパニー監査役（現任）

#### 取締役候補者とした理由

長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験と知見を有し、グループ全体の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

2

きやま たけし  
木山 剛史

(1966年7月30日生)

再任



所有する当社株式の数  
550,800株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社  
1998年 4月 当社第3販売部長  
1999年 6月 同取締役  
2007年 6月 同常務取締役  
2010年 3月 同第3商品部長  
2012年 6月 同代表取締役社長（現任）  
2012年10月 アイシン通商(株)取締役（現任）  
2012年10月 ロジェールジャパン(株)取締役（現任）  
2014年 5月 (株)東京デリカ代表取締役社長（現任）  
2015年 1月 (株)カーニバルカンパニー取締役（現任）  
2019年 7月 (株)三香堂代表取締役（現任）

## 取締役候補者とした理由

当社および当社グループの経営者として事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。



候補者番号

3

やま だ  
山田

よう  
陽

(1960年5月1日生)

再任



所有する当社株式の数  
104,792株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年3月 当社入社  
1988年12月 同社長室長  
1992年4月 同管理部長（現任）  
1992年6月 同取締役  
2004年6月 同常務取締役（現任）  
2014年5月 (株)東京デリカ取締役（現任）  
2015年1月 (株)カーニバルカンパニー代表取締役（現任）  
2019年6月 アイシン通商(株)取締役（現任）  
2019年6月 ロジェールジャパン(株)取締役（現任）  
2019年7月 (株)三香堂監査役（現任）

## 取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの経営、管理全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

4

たむら  
田村

すみお  
純男

(1957年8月21日生)

再任



所有する当社株式の数  
16,900株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年3月 当社入社  
1991年5月 同人事課長  
2009年4月 同総務部長（現任）  
2015年6月 (株)東京デリカ取締役（現任）  
2015年6月 当社取締役（現任）

## 取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの人事、総務全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

5

こじま やすひろ  
小島 康弘

(1971年6月30日生)

再任



所有する当社株式の数  
11,500株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年11月 当社入社  
2012年5月 同第3販売部長  
2014年4月 同第2販売部長兼第3商品部長  
2014年5月 (株)東京デリカ第2販売部長兼第3商品部長  
2015年5月 同首都圏統括部長  
2015年6月 同取締役(現任)  
2015年6月 当社取締役(現任)  
2019年6月 (株)東京デリカ東日本統括部長兼商品部統括部長(現任)

## 取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

6

たしろ ひろやす  
田代 博泰

(1974年2月22日生)

再任



所有する当社株式の数  
2,750株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年7月 当社入社  
2012年5月 同第5販売部長  
2014年10月 (株)東京デリカ第5販売部長(現任)  
2019年6月 同取締役西日本統括部長(現任)  
2019年6月 当社取締役(現任)

## 取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

7

まるやま ふみお  
丸山 文夫

(1957年2月15日生)

再任

独立役員

社外



所有する当社株式の数  
4,100株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 (株)天野食品入社  
1983年 8月 (株)日本税経研究会入社  
1985年 5月 税理士登録  
1985年11月 丸山文夫税理士事務所所長 (現任)  
2010年 6月 当社取締役 (現任)

## ■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

丸山文夫氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的な知識、実務経験を有しております。この点から引き続き社外取締役として客観的、専門的な視点から当社の経営に対し業務執行の監督並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2010年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

候補者番号

8

かりべせつこ  
苅部世津子

(1948年11月15日生)

再任

独立役員

社外



所有する当社株式の数  
9,900株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 1月 筒丸二商会（当社の前身）入社  
1985年 5月 ㈱東京デリカ（現当社）退社  
1989年10月 セツプランニング主宰（現任）  
2015年 6月 当社取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

苅部世津子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる鞆・袋物業界のコンサルタントとしての専門的な知識、実務経験を有しております。この点から引き続き社外取締役として当社の業務執行の監督並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2015年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

候補者番号

9

みずの  
水野

じゅん  
純

(1961年3月9日生)

新任

社外



所有する当社株式の数  
14,050株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 (株)鈴丹入社
- 1986年9月 (株)パスポート入社
- 1987年4月 (株)パスポートライフ取締役
- 1988年11月 (株)パスポート取締役
- 2000年5月 同代表取締役
- 2002年5月 同代表取締役社長
- 2004年10月 (株)SPL代表取締役社長
- 2017年10月 (株)パスポートライフ代表取締役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

水野純氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山文夫氏、苅部世津子氏、水野純氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、丸山文夫氏、苅部世津子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関して重大な責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 水野純氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

2022年3月14日監査役若山正彦氏の逝去に伴い、2022年4月28日東京地方裁判所の決定により遠藤恭彦氏が仮監査役に就任し、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

えんどう やすひこ  
遠藤 恭彦

(1957年7月3日生)

新任

社外



所有する当社株式の数  
一株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1980年4月 新日本証券(株)(現みずほ証券(株))入社
- 2001年5月 新光証券(株)(現みずほ証券(株))熊本支店長
- 2009年5月 みずほ証券(株)執行役員投資銀行グループ担当
- 2011年4月 同常務執行役員投資銀行グループ、企業推進グループ担当
- 2012年5月 (株)みずほ証券リサーチ&コンサルティング(現(株)日本投資環境研究所)取締役専務執行役員
- 2018年6月 平田機工(株)監査役(現任)
- 2020年6月 エステールホールディングス(株)監査役(現任)
- 2021年6月 CFE(公認不正検査士)登録
- 2022年4月 当社仮監査役(現任)

#### 監査役候補者とした理由

遠藤恭彦氏は、株式や経営に関する豊富な経験や見識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 遠藤恭彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関して重大な責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 遠藤恭彦氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

以上



